

健康増進法施行規則

発令 ；平成15年4月30日号外厚生労働省令第86号

最終改正：令和4年3月30日厚生労働省令第48号

改正内容：令和4年3月30日厚生労働省令第48号[令和4年3月30日]

○健康増進法施行規則

〔平成十五年四月三十日号外厚生労働省令第八十六号〕

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十一条第一項、第十二条第二項、第十五条、第二十条第一項、第二十一条、第二十六条第一項〔平成二一年六月法律四九号により委任規定削除〕、同条第二項〔平成二一年六月法律四九号により委任規定削除〕及び第五項〔平成二一年六月法律四九号により委任規定削除〕（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条第一項〔平成二一年六月法律四九号により委任規定削除〕並びに第二項第二号〔平成二一年六月法律四九号により委任規定削除〕及び第三号〔平成二一年六月法律四九号により委任規定削除〕の規定に基づき、並びに同法を実施するため、健康増進法施行規則を次のように定める。

健康増進法施行規則

（特定屋外喫煙場所における受動喫煙を防止するために必要な措置）

第十五条 法第二十八条第十三号の規定による掲示は、標識（法第二十八条第十三号に規定する標識をいう。次項第一号において同じ。）に表示すべき事項を容易に識別できるようにするものとする。

2 法第二十八条第十三号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
- 二 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

（喫煙専用室の技術的基準）

第十六条 法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、〇・二メートル毎秒以上であること。
- 二 たばこの煙（蒸気を含む。以下この条及び第十八条において同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
- 三 たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

2 第二種施設等（法第三十三条第一項に規定する第二種施設等をいう。以下この項において同じ。）の屋内又は内部が複数の階に分かれている場合であって、専ら喫煙をすることができる場所が当該第二種施設等の一又は二以上の階の全部の場所である場合における法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、たばこの煙が専ら喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることその他の喫煙をしてはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。

（喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識の掲示）

第十七条 法第三十三条第二項又は同条第三項の規定による掲示は、喫煙専用室標識又は喫煙専用室設置施設等標識に記載された事項を容易に識別できるようにするものとする。

（喫煙目的室の技術的基準）

第十八条 法第三十五条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、〇・二メートル毎秒以上であること。
- 二 たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
- 三 たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

2 喫煙目的施設の屋内が複数の階に分かれている場合であつて、喫煙をすることができる場所が当該喫煙目的施設の一又は二以上の階の全部の場所である場合における法第三十五条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、たばこの煙が喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることその他の喫煙をしてはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。

(喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識の掲示)

第十九条 法第三十五条第二項又は同条第三項の規定による掲示は、喫煙目的室標識又は喫煙目的室設置施設標識に記載された事項を容易に識別できるようにするものとする。

(帳簿の記載事項)

第二十条 法第三十五条第六項の厚生労働省令で定める事項は、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二十二条第一項又は第二十六条第一項の許可に関する情報とする。

(喫煙目的室設置施設の営業に係る広告又は宣伝方法)

第二十一条 喫煙目的室設置施設の管理権原者等（法第三十条第一項に規定する管理権原者等をいう。）は、その営業について広告又は宣伝をするときは、当該喫煙目的室設置施設が喫煙目的室設置施設である旨を明瞭かつ正確に表示するものとする。

(職員の身分を証す証票)

第二十二条 法第三十八条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式第三号による。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、健康増進法の施行の日（平成十五年五月一日）から施行する。

(栄養改善法施行規則の廃止)

第二条 栄養改善法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際この省令による廃止前の栄養改善法施行規則の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(食品衛生法施行規則の一部改正)

第四条 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(職業能力開発促進法施行規則の一部改正)

第五条 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第六条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成一五年七月三十一日厚生労働省令第一二七号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(健康増進法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に健康増進法(平成十四年法律第百三号)第二十六条第一項の許可又は第二十九条第一項の承認を受けている者が行う当該許可又は承認に係る食品の表示については、平成十七年七月三十一日までの間は、第三条の規定による改正後の健康増進法施行規則第十四条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則〔平成一五年八月二十九日厚生労働省令第一三四号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、健康増進法の一部を改正する法律(平成十五年法律第五十六号)の一部の施行の日(平成十五年八月二十九日)から施行する。

附 則〔平成一六年二月六日厚生労働省令第一三号〕

(施行期日)

第一条 この省令は、健康増進法の一部を改正する法律(平成十五年法律第五十六号)の施行の日(平成十六年二月二十七日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一六年三月二五日厚生労働省令第三七号〕

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一七年一月三十一日厚生労働省令第九号〕

(施行期日)

1 この省令は、平成十七年二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に健康増進法第二十六条第一項の許可又は同法第二十九条第一項の承認を受けている者が行う当該許可又は承認に係る食品の表示については、平成十八年三月三十一日までの間は、この省令による改正後の健康増進法施行規則第十四条第一項第六号及び第九号並びに同条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則〔平成一七年三月七日厚生労働省令第二五号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、不動産登記法〔平成一六年六月法律第一二三号〕の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則〔平成一七年七月一日厚生労働省令第一〇九号〕

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に健康増進法第二十六条第一項の許可又は同法第二十九条第一項の承認を受けている者が行う当該許可又は承認に係る食品の表示については、平成十八年十二月三十一日までの間は、この省令による改正後の健康増進法施行規則第十四条第一項第十号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則〔平成一七年九月一六日厚生労働省令第一四四号〕

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一八年四月二八日厚生労働省令第一一六号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則〔平成一九年九月三日厚生労働省令第一〇九号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二〇年三月三十一日厚生労働省令第七七号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則〔平成二一年二月一二日厚生労働省令第一四号〕

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の健康増進法施行規則第十一条第二号に掲げる特別の用途に適する旨の表示に係る健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条第一項の許可又は同法第二十九条第一項の承認を受けている者が行う当該許可又は承認に係る食品の表示については、平成二十二年三月三十一日までの間は、この省令による改正後の健康増進法施行規則第十一条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則〔平成二一年八月二八日厚生労働省令第一三八号〕

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法〔平成二一年六月法律第四八号〕の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

附 則〔平成二七年三月三十一日厚生労働省令第七〇号〕

この省令は、食品表示法〔平成二五年六月法律第七〇号〕の施行の日（平成二十七年四月一

日) から施行する。

附 則〔平成三十一年二月二二日厚生労働省令第一七号〕

沿革

令和 元年 五月 七日号外厚生労働省令第一号〔元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令附則五条による改正〕

令和 二年一二月二五日号外厚生労働省令第二〇八号〔押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令一四条による改正〕

令和 三年一〇月二二日号外厚生労働省令第一七五号〔厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令附則一〇条による改正〕

(施行期日)

第一条 この省令は、健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成三十二年四月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の規定 公布の日

二 第一条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成三十一年七月一日)

(既存特定飲食提供施設に関する特例)

第二条 改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた改正法第三条の規定による改正後の健康増進法(以下「新法」という。)第三十三条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 既存特定飲食提供施設(改正法附則第二条第二項に規定する既存特定飲食提供施設をいう。以下この条において同じ。)の屋内の場所の一部の場所を喫煙(新法第二十八条第二号に規定する喫煙をいう。以下同じ。)をすることができる場所として定める場合 次のいずれにも該当するものであること。

イ 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、〇・二メートル毎秒以上であること。

ロ たばこ(新法第二十八条第一号に規定するたばこをいう。以下この条及び附則第四条第一項において同じ。)の煙(蒸気を含む。以下同じ。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

ハ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

二 既存特定飲食提供施設の屋内の場所の全部の場所を喫煙をすることができる場所として定める場合(その室外の場所が第二種施設等(新法第三十三条第一項に規定する第二種施設等をいう。次条第二項及び附則第四条第一項において同じ。)の屋内又は内部の場所にある場合に限る。) たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

2 既存特定飲食提供施設の屋内が複数の階に分かれている場合であって、喫煙をすることができる場所が当該既存特定飲食提供施設の一又は二以上の階の全部の場所である場合にお

ける改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、前項第一号の規定にかかわらず、たばこの煙が喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることその他の喫煙をしてはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。

- 3 喫煙可能室標識（改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第二項に規定する喫煙可能室標識をいう。）及び喫煙可能室設置施設標識（改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第三項に規定する喫煙可能室設置施設標識をいう。）（以下この項において「喫煙可能室標識等」という。）は、当該喫煙可能室標識等に記載された事項を容易に識別できるように掲示するものとする。
- 4 改正法附則第二条第三項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。
 - 一 喫煙可能室設置施設（改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第四項に規定する喫煙可能室設置施設をいう。以下この条において同じ。）の客席部分の床面積に係る資料
 - 二 喫煙可能室設置施設が会社により営まれるものである場合にあっては、当該会社の資本金の額又は出資の総額に係る資料
- 5 喫煙可能室設置施設の管理権原者等（新法第三十条第一項に規定する管理権原者等をいう。次条第四項において同じ。）は、その営業について広告又は宣伝をするときは、当該喫煙可能室設置施設が喫煙可能室設置施設である旨を明瞭かつ正確に表示するものとする。
- 6 喫煙可能室設置施設の管理権原者（新法第二十六条に規定する管理権原者をいう。以下この条及び附則第四条第一項において同じ。）は、喫煙可能室（改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第三項に規定する喫煙可能室をいう。第八項及び第四条第二項において同じ。）を設置したときは、速やかに、附則様式第一号により、喫煙可能室設置施設（新法第二十八条第十一号に規定する旅客運送事業鉄道等車両及び同条第十二号に規定する旅客運送事業船舶（以下この条及び附則第四条第一項において「旅客運送事業鉄道等車両等」という。）に所在するものを除く。）にあっては当該喫煙可能室設置施設の所在地の都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下この条において同じ。）に、喫煙可能室設置施設（旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものに限る。）にあっては当該喫煙可能室設置施設の管理権原者の住所地（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下この条において同じ。）の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出るものとする。
 - 一 喫煙可能室設置施設（旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものを除く。）にあっては、当該喫煙可能室設置施設の名称及び所在地
 - 二 喫煙可能室設置施設（旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものに限る。）にあっては、当該喫煙可能室設置施設の名称及び当該喫煙可能室設置施設が所在する旅客運送事業鉄道等車両等の車両番号その他これに類する当該旅客運送事業鉄道等車両等を識別するための文字、番号、記号その他の符号
 - 三 喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所（法人にあっては、喫煙可能室設置施設の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 7 前項の規定により届出を行った喫煙可能室設置施設（以下この項及び次項において「届出施設」という。）の管理権原者は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、附

則様式第一号の二による届出書に変更の事実を証明することができる書類を添えて、その旨を、届出施設（旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものを除く。）にあっては当該届出施設の所在地の都道府県知事に、届出施設（旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものに限る。）にあっては当該届出施設の管理権原者の住所地の都道府県知事に届け出るものとする。

8 届出施設の管理権原者は、喫煙可能室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、遅滞なく、附則様式第一号の三により、その旨を、届出施設（旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものを除く。）にあっては当該届出施設の所在地の都道府県知事に、届出施設（旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものに限る。）にあっては当該届出施設の管理権原者の住所地の都道府県知事に届け出るものとする。

9 改正法附則第二条第六項に規定する職員の身分を示す証明書は、附則様式第二号による。（指定たばこ専用喫煙室に関する経過措置）

第三条 改正法附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、〇・二メートル毎秒以上であること。

二 指定たばこ（改正法附則第三条第一項に規定する指定たばこをいう。以下この条において同じ。）の煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

三 指定たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

2 第二種施設等の屋内又は内部が複数の階に分かれている場合であって、指定たばこのみの喫煙をすることができる場所が当該第二種施設等の一又は二以上の階の全部の場所である場合における改正法附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、指定たばこの煙が喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることその他の喫煙をしてはならない階への指定たばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。

3 指定たばこ専用喫煙室標識（改正法附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第二項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識をいう。）及び指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識（改正法附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第三項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識をいう。）（以下この項において「指定たばこ専用喫煙室標識等」という。）は、当該指定たばこ専用喫煙室標識等に記載された事項を容易に識別できるように掲示するものとする。

4 指定たばこ専用喫煙室設置施設等（改正法附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第四項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等をいう。以下この項において同じ。）の管理権原者等は、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等が指定たばこ専用喫煙室設置施設等である旨を明瞭かつ正確に表示するものとする。

5 改正法附則第三条第四項に規定する職員の身分を示す証明書は、附則様式第三号による。（喫煙専用室等の技術的基準に関する経過措置）

第四条 第二種施設等又は喫煙目的施設（この省令の施行の際現に存する建築物又は旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものに限る。）の屋内又は内部の場所に喫煙をすることができ

る場所（以下この項において「喫煙場所」という。）を定めようとする場合であって、当該第二種施設等又は当該喫煙目的施設の管理権原者の責めに帰することができない事由によって当該場所において第二条の規定による改正後の健康増進法施行規則第十六条第一項若しくは第十八条第一項又はこの省令附則第二条第一項若しくは前条第一項に規定する技術的基準（以下この項において「一般的基準」という。）を満たすことが困難であるものに係る技術的基準については、これらの規定にかかわらず、当該喫煙場所において、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、一般的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができることとする。

- 2 前項に規定する措置を講じている喫煙専用室、喫煙目的室、喫煙可能室又は指定たばこ専用喫煙室（以下この項において「喫煙専用室等」という。）を設置した場合における新法第三十三条第三項第二号若しくは第三十五条第三項第二号又は改正法附則第二条第一項若しくは第三条第一項により読み替えられた新法第三十三条第三項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該喫煙専用室等が前項に規定する措置を講じられているものである旨とする。

（様式に関する経過措置）

第五条 この省令の施行の際この省令による改正前の健康増進法施行規則別記様式第一号及び第二号並びにこの省令第一条の規定による改正後の健康増進法施行規則別記様式第三号（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（準備行為）

第六条 附則第二条第六項の届出は、この省令の施行前においても行うことができる。

| | |
|----------|--|
| ※ 届出受理番号 | |
|----------|--|

喫煙可能室設置施設 届出書

令和 年 月 日

殿

届出者

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

| | | |
|----------------|-----------------------------|---------------|
| 1 喫煙可能室設置施設 | (ふりがな) ①名称 | ----- |
| | ②-1 所在地 | 〒 - (電話 - -) |
| | ②-2 車両番号等 | |
| | ③営業許可番号 | 第 号 |
| | ④営業許可日 | 年 月 日 |
| 2 管理権原者 | (ふりがな) ①氏名（法人にあっては、その名称） | ----- |
| | (ふりがな) ②法人にあっては、その代表者の氏名 | ----- |
| | ③住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地） | 〒 - (電話 - -) |
| 3備考 | | |

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
- 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 3欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

※ 変更届出受理番号

喫煙可能室設置施設 変更届出書

令和 年 月 日

殿

届出者

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第7項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

| | | |
|----------------|-----------------------------|---------------|
| 1 喫煙可能室設置施設 | (ふりがな) ①名称 | ----- |
| | ②-1所在地 | 〒 - (電話 - -) |
| | ②-2車両番号等 | |
| | ③営業許可番号 | 第 号 |
| | ④営業許可日 | 年 月 日 |
| 2 管理権原者 | (ふりがな) ①氏名（法人にあつては、その名称） | ----- |
| | (ふりがな) ②法人にあつては、その代表者の氏名 | ----- |
| | ③住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地） | 〒 - (電話 - -) |
| 3 内容 変更 | ①変更前 | |
| | ②変更後 | |
| | ③変更日 | 年 月 日 |
| 4 備考 | | |

（注意）

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 1欄及び2欄は、変更届出までの事項を記載すること。
- 3 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
- 4 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 5 4欄には、変更届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

※ 廃止届出受理番号

喫煙可能室設置施設 廃止届出書

令和 年 月 日

殿

届出者

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第8項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

| | | |
|------------------------|-----------------------------|---------------|
| 1 喫煙 可能室 設置施設 | (ふりがな) ①名称 | ----- |
| | ②-1所在地 | 〒 - (電話 - -) |
| | ②-2車両番号等 | |
| | ③営業許可番号 | 第 号 |
| | ④営業許可日 | 年 月 日 |
| 2 管理 権原 者 | (ふりがな) ①氏名（法人にあつては、その名称） | ----- |
| | (ふりがな) ②法人にあつては、その代表者の氏名 | ----- |
| | ③住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地） | 〒 - (電話 - -) |
| 3 内 容 廃 止 | ①廃止理由 | |
| | ②廃止日 | 年 月 日 |
| 4 備 考 | | |

（注意）

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 1欄及び2欄は、廃止届出までの事項を記載すること。
- 3 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
- 4 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 5 4欄には、廃止届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

附則様式第二号（附則第二条第九項関係）

| 裏 面 | | 表 面 | |
|---|--|----------|------------|
| <p>この証票を携帯する者は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。</p> <p>健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号） 附則抜粋</p> <p>第二条 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。次条第三項において同じ。）は、この条の規定の施行に必要な限度において、喫煙可能室設置施設の管理権原者等に対し、当該喫煙可能室設置施設の状態その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、喫煙可能室設置施設に立ち入り、当該喫煙可能室設置施設の状態若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>6 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>7 第五項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>写真面及び職員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。</p> | | 12cm | |
| | | 第 号 | 所 属 庁 |
| | | 氏 名 | 生年月日 |
| | | 年 月 日 交付 | 年 月 日 限り有効 |
| | | 写 真 | |

附則様式第三号（附則第三条第五項関係）

| 裏 面 | | 表 面 | |
|--|--|----------|------------|
| <p>この証票を携帯する者は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。</p> <p>健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号） 附則抜粋</p> <p>第三条 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等に対し、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、指定たばこ専用喫煙室設置施設等に立ち入り、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>4 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>5 第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>写真面及び職員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。</p> | | 12cm | |
| | | 第 号 | 所 属 庁 |
| | | 氏 名 | 生年月日 |
| | | 年 月 日 交付 | 年 月 日 限り有効 |
| | | 写 真 | |

附 則〔令和元年五月七日厚生労働省令第一号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔令和二年一二月二五日厚生労働省令第二〇八号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔令和三年五月一九日厚生労働省令第九七号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔令和三年一〇月二二日厚生労働省令第一七五号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第十二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔令和四年三月三〇日厚生労働省令第四八号〕

この省令は、公布の日から施行する。